障がい者就労支援企業認証制度実施要綱

第１　目的

この要綱は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成２１年北海道条例第５０号。以下「条例」という。）第３０条に規定する障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証について、条例及び同条例施行規則（平成２２年北海道規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによるものとする。

１　障がい者

身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者、発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第２項に規定する発達障害者及び高次脳機能障害者をいう。

２　就労系障害福祉サービス事業所

（１）就労継続支援Ａ型事業所及び就労継続支援Ｂ型事業所

（２）その他小規模作業所、地域活動支援センター等

３　委員会

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課が所管する「北海道障がい者就労支援推進員会」をいう。

４　障がい者就労支援企業

第６の３の規定により知事の認証を受けた事業者をいう。

第３　認証の対象

１　条例第３０条に規定する事業者とは、企業及び協同組合をいう。

２　次の各号のいずれかに該当する事業者は、認証を受けることができない。

（１）道内に本店、支店、営業所等を有しない事業者

（２）雇用者数の規模に関わらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（(昭和３５年法律１２３号）以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく算定方法により、法定雇用率以上の障がい者を雇用していない事業者

（３）第１０の１における（２）から（６）までの各号の規定により、認証を取り消され、その取消の日から１年を経過しない事業者

（４）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している事業者

第４　認証基準等

１　規則第３条第２号に規定する障がい者の就労支援に関する継続的かつ安定的な取組の具体的内容は別表に掲げるものとする。

２　前項に定める別表の具体的内容を変更する場合は、委員会の意見を聴くものとする。

第５　認証の申請

認証を受けようとする事業者は、知事が別に定める認証手続要領（以下「要領」という。）に定めるところにより、知事に申請するものとする。

第６　認証等

１　知事は、第５の規定による申請があったときは、その内容の審査を行うものとする。

２　前項の規定に基づく認証にかかる審査にあたっては、知事は必要に応じ委員会の意見を聴くものとする。

３　知事は、前項の審査の結果、認証基準に適合していると認めるときは、別表に定める配点に基づき認証ポイントを付与し、障がい者就労支援企業として認証するとともに、要領に定めるところにより申請者に通知するものとする。

なお、障がい者就労支援企業として認証しないときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

４　障がい者就労支援企業は、認証に係る関係書類を整理、保管しなければならない。

第７　公表

知事は、障がい者就労支援企業について、道のホームページ等で公表するほか、道民に対して広く周知するものとする。

第８　認証の有効期間及び更新

１　認証の有効期間は、認証の日から３年を経過した日の属する月の末日までとする。

２　障がい者就労支援企業は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、原則有効期間の満了日までに、要領に定めるところにより、知事に更新申請を行うものとする。ただし、有効期間の満了後、原則１ヶ月以内に更新申請があったものについても、これを受理し、知事が新たに認証を決定した日以降において、従前の認証の更新を認める。

３　知事は、前項の更新申請があったときは、審査を実施し、要領に定めるところにより、審査の結果を、障がい者就労支援企業に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、障がい者就労支援企業に対し報告を求めるものとする。

第９　報告等

１　知事は、要領に定めるところにより、障がい者就労支援企業に対し、必要に応じて、認証基準の適合状況についての報告を求めることができる。

２　障がい者就労支援企業は、次に掲げる事項に該当するときは、要領に定めるところにより、知事に変更の申請又は届け出をしなければならない。

（１）認証基準に係る取り組み内容を変更するとき。

（２）名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

（３）認証基準に係る取り組みに該当しなくなったとき。

第 10　認証の取り消し

１　知事は、障がい者就労支援企業が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、要領に定めるところにより、認証を取り消すことができるものとし、取消を行ったときは、要領に定めるところにより、障がい者就労支援企業に通知するものとする。

（１）第３の２の（１）、（２）及び第９の２のいずれかに該当するに至ったとき。

（２）第６の４、第９の２の規定に違反したとき。

（３）虚偽の申請により認証を受けたとき。

（４）第９の１の求めに対し、理由なく応じなかったとき。

（５）障がい者の就労支援に関して、著しく不適切な対応が認められたとき。

（６）その他、制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

２　知事は、第６の３、第８の３及び第 10 の１の決定を行う際に、その内容を公表することができる。

第 11　表示

障がい者就労支援企業が、認証マークを使用する場合は、知事が別に定める認証マーク表示基準に基づき、認証マークを表示するとともに、適正な管理を行うものとする。

第 12　申請等の受付

申請受付・審査については、社会福祉法人北海道社会福祉協議会北海道障がい者就労支援センターが行う。

第 13　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成２１年３月１７日から施行する。

附則

この要綱は、平成２１年９月３０日から施行する。

附則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２５年１１月２７日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年(2020 年)４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年(2021 年)３月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年(2023 年)３月１４日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年(2024 年)４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年(2026 年)７月１日から施行する。